瓦林 glowins（女子）　クラブ規約

第１条(名称)
当クラブは、瓦林 glowins（女子）と称する。

第２条(目的)
本クラブは、バスケットボールを通じ、児童の体力、気力並びに自立性、社会性を培い、仲間を思いやる協力的な人間性の育成を図ることを目的とする。

第３条(活動)
本クラブは主に次の活動を行う。
１．バスケットボールの練習
・毎週月曜日　17:00～19:00
・毎週火曜日　17:00～18:30
・毎週土曜日　16:00～18:00 他（週により変動有）
・毎週日曜日　14:30～16:30
・上記練習時間は原則とし、都合により変更する場合がある。
２．兵庫県バスケットボール協会 U12 カテゴリー部会に加盟する。
３．阪神地区及び西宮市バスケットボール協会主催の小学生大会等に出場する。
４．兵庫県及び阪神地区に強化対象選手を送る。
５．練習試合及び合同練習を行う。
６．SC21 瓦林主催の行事に参加する。

第４条(構成)
本クラブは、瓦林 glowins に入会した児童とその保護者並びに指導者、協力者によって構成する。

第５条(役員)
本クラブは、代表１名、部長１名、会計１名、SC21 委員１名を置く。その他必要に応じて係を置く。

第６条(指導者)
本クラブは、有資格者のコーチ、審判を置く。

第７条(会計・会費)
会費の取り扱いについては次のとおりとする。
１．月会費を年２回(４月・１０月)半年分ずつ徴収し、移動費・備品購入等に充てる。
２．会費は入部した月から徴収する（日割り計算は行わない)。
３．その他の会費に関する事項は、会費規定に準ずる。

第８条(施設)
練習は原則として、瓦林小学校体育館を使用する。

第９条(傷害事故と賠償)
傷害事故及び賠償の取り扱いについては次のとおりとする。
１．スポーツ保険に加入する。

２．本クラブ及び指導者はクラブ員の安全を第一に考え、活動中は細心の注意を払う。
３．クラブ員が練習中または他校での練習中に傷害を負った場合、速やかに応急処置を行い、必要に応じて医療機関に引率する。
４．負傷にかかる補償は、本クラブが加入するスポーツ安全保険の範囲内とし、その他の賠償については、法律上責任が認められる場合を除き、本クラブ及び指導者はその責を負わない。

第 10 条(入部)

入部に関する手続等については次のとおりとする。

１．入部希望者は入部の意思を示した日（入部希望日）から、練習に参加できる。
ただし、保険適用は加入手続き完了後からの摘要になる。
２．体験入部は原則１～３回程度のみとし、体験中は保護者同伴で行う。
３．体験中の怪我については保険適用外になる。

第 11 条(退部・休部)

退部及び休部に関する手続きは次のとおりとする。

１．退部もしくは休部する部員は、代表に連絡をして届出る。
２．部員が他の部員に対し迷惑をかけた場合は、退部して頂く事もある。

第 12 条(その他の留意事項)

その他、次のことに留意する。

１．瓦林小学校の児童は、瓦林小学校での練習参加に自転車を使用しない。
２．瓦林小学校以外の児童は自転車を使用する際は、特に交通安全に気をつける。
３．その他は SC21 瓦林が定める規則に準拠する。

第 13 条（配車・交通費）

試合会場等への移動にかかる交通費、配車等に関する取扱いについては次のとおりとする。

１． 公共交通機関の交通費は個人負担とし支給しない。
２．配車を行う場合の取り扱いは会費等規定による。

2025 年 12 月 1 日制定

会 費 等 規 定

1．会費は以下のとおりとする。

（1） 児童会費　月額 1,５００円(下記費用を含む)

・スポーツ保険料　年額 ８００円

・SC21 瓦林会費　１人あたり ４８０円/半期

・SC21 ファミリー会員　１人あたり ３８０円/半期

（2） 日本バスケットボール協会登録料　　年額 ８００円(４年生以上)

（3） 兵庫県バスケットボール協会会費　　年額 ８００円(４年生以上)

2．期中での入部、退部および休部した場合の部費の取り扱いは下記のとおりとする。

上期			下期		
月	入部時部費徴収額	退部時部費返金額	月	入部時部費徴収額	退部時部費返金額
4	9,000 円	7,500 円	10	9,000 円	7,500 円
5	7,500 円	6,000 円	11	7,500 円	6,000 円
6	6,000 円	4,500 円	12	6,000 円	4,500 円
7	4,500 円	3,000 円	1	4,500 円	3,000 円
8	3,000 円	1,500 円	2	3,000 円	1,500 円
9	1,500 円	0 円	3	1,500 円	0 円

※休部時は 1 か月当たり 1,500 円を返金する（各月 1 日を起算日とし日割り計算は行わない)。

3．翌年の会費は年度末までに員数や物価の状況を鑑み、代表・部長・会計との協議によって決定する。

4．決定した会費は、原則年度途中で改定しない。

5．部費の主な使途は下記のとおりとする。

内容	備考
備品、審判服購入費	
贈答品費	試合時の交換用の飴やお菓子、審判の飲み物等
スポーツ安全保険登録時にかかるシステム利用料	
JBA 関連費支払い時にかかるシステム利用料	
コーチ養成講習会費用/コーチライセンス登録料	各ライセンスにより費用は異なる
審判養成講習会費/コーチライセンス登録料	〃
各種印刷代（メンバー表等）	担当者選任の場合 100 円/月として半期ごとに支払う
各種大会参加費用	
試合時の移動にかかる配車費用	保護者等の応援移動に関する費用は原則負担しない

5．配車費用に関する取扱いは以下のとおりとする。

なお、経路及び運転距離は地図アプリによる集合場所からの目的地までの標準経路（往復）を基準とする。

（1）配車費用　燃料単価×運転距離÷各車の標準燃費

※燃料単価は e 燃費サイト兵庫県燃料平均額の約 2 割増とする。

運転距離は 1 ㎞未満切り上げ、燃費は 1 ㎞未満切り捨て、精算金１０円未満は切り上げで計算。

（2） 駐車料金　実費：レシートをタイムツリーにアップする。

（3） 有料道路料金　標準経路の料金（ETC 料金を適用）

以　上